17	ソタテルセプト（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年６月24日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	644から658まで
18	トアルクエタマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年６月24日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2007、2008、2014及び2015
19	トラメチニブ　ジメチルスルホキシド付加物（医薬品医療機器等法第14条第13項の規定による承認事項の一部変更の承認の申請であって、その申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、その申請者の依頼により実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行うことが適当と認められるものとして薬事審議会（厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第11条第１項に規定する薬事審議会をいう。以下同じ。）が令和７年７月24日に事前の評価を終了したものに係る効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）	932から934まで、940、941、1811、1812、1818から1820まで及び1824
20	ベレマゲン　ゲペルパベク（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能、効果又は性能及び用法、用量又は使用方法（令和７年７月24日に、医薬品医療機器等法第23条の25第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1503
21	リツキシマブ（遺伝子組換え）（医薬品医療機器等法第14条第13項の規定による承認事項の一部変更の承認の申請であって、その申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、その申請者の依頼により実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行うことが適当と認められるものとして薬事審議会が令和７年７月31日に事前の評価を終了したものに係る効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）	2049から2052まで
22	アバトロンボパグマレイン酸塩（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年８月25日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2061及び2065
23	アカラブルチニブマレイン酸塩水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年８月25日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1977、1994、1995及び2003
24	パロペグテリパラチド（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年８月25日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1610
25	アテゾリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年９月19日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1972、1973、1987、1988及び2003
	アテゾリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年12月22日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	458から461まで及び463
26	セミプリマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年９月19日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	473から480まで、488から493まで、499から503まで、505及び510
27	デュルバルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年９月19日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	511、512、1688から1690まで、1694、1695、1698及び1699
28	ソトラシブ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年９月19日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	952、962、963、971、972、988、997及び1009
29	パニツムマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年９月19日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	952、962、963、971、972、988、997及び1009
30	ピルトブルチニブ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年９月19日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1977、1994、1995、2003及び2004